

平成27年度
第3回黒松内町総合教育会議 次第

と き 平成27年11月27日(金)
午前10時00分
ところ コミュニティ防災センター
町民活動室1

1 町長あいさつ

2 議 題

(1) 黒松内町教育大綱について

○町民意見収集手続きの実施結果

募集期間 平成27年10月9日～11月9日

受付件数 個人1人

○黒松内町教育大綱(案)の修正等に係る意見交換

(2) いじめ防止対策について

(3) 当面する黒松内町教育課題(協議)について

○白井川中学校の在籍生徒数について

○その他教育課題

3 その他(今後の予定等)

黒松内町総合教育会議（構成員）

（平成27年11月27日現在）

役 職	氏 名	備 考
町 長	鎌 田 満	
教育委員	池 田 重 人	
教育委員	小 林 尋 子	
教育委員	成 田 志津代	
教育委員	岡 久 孝 雄	
教 育 長	内 山 哲 男	
庶 務	教育委員会総務・生涯学習グループ	教育次長 鈴木浩勝

(1) 黒松内町教育大綱について

○町民意見収集手続きの実施結果

御意見①(全文)

第3章基本方針4の第4項に含まれるでしょうか

郷土の近代史の中には、当然第二次世界大戦がありました。この町にも実体験者はとても少なくなりました。この大綱の対象期間にも多くの方が旅立っていくことでしょう。

この町で育っていく子供たちにとって、この町に住んでいる、あのおじいちゃんや、あのおばあちゃんがどんな戦争体験をしたかを耳にすることはとても貴重なことだと思います。

もちろん、ご高齢の方が直接的に体験を伝えるのは難しいと思いますが、聞き取り手が編集して正しく形にすることは出来ると思います。亡くなられた方ではなく、存命の方の話を手渡し出来る時間は残り少ない。そして、今現在、子供時代を過ごしている彼らが、ギリギリその遺産を受け取るのに間に合う世代なのです。

最近物議を醸した法律がどうあれ、運用するのは人です。実体験者のよりリアルな声が、平和・反戦への想いを確固たるものへと導いてくれるのではないのでしょうか？当然それが正しいと、ごく自然に思う心が、戦争ではなく、平和を選ぶように導くことも教育の大きな役割だと思うのです。「反戦」という言葉は、大綱の中に盛り込むにはやや生々しいので、工夫が必要かもしれませんが、戦没者に報いるためにも、未来の子供たちのためにも外せない項目ではないのでしょうか？

御意見①(公表用・・・全文の抜粋)

第3章基本方針「4. 文化、スポーツの環境を整え、機動的な組織づくりを進め、ふるさとを愛する人材を育成します。」に、次のことは含まれるでしょうか。

この町の子どもたちが、お年寄りの第2次世界大戦における体験の話を聞くことは、貴重なことだと思います。ご高齢の話を直接的に伝えるのは難しいので、聞き取り手が編集したものを今後、伝えてはいかがでしょうか。

実体験者のよりリアルな声が、平和・反戦への想いを確固たるものへと導いてくれるのではないのでしょうか。当然それが正しいと、ごく自然に思う心が、戦争ではなく、平和を選ぶように導くことも教育の大きな役割だと思います。

回答①

戦争体験の話などによる平和についての学習は、子どもたちにとって貴重で大切な体験、そして学びと思います。

この項目内に書かれている「郷土の近代生活史」に、第2次世界大戦が含まれておりますが、ふるさとを愛し、国際社会に生きる平和的な暮らしにつながる人づくりは大切でありますので、文章として記載します。

御意見②(全文)

第2・3章 全般について

教育という分野で唱われる文言は、だいたい同じ内容に集約してしまうのだと理解しています。それであれば、一から作成された文書ではなく、せっかくここ数年の町内小中学校で「教育目標」として取り組まれて来た文言に沿った形で文書を作成しても良いのではないかと思います。

新しいことが始められようとしているという印象よりも、これまで行われて来たことの中で、より強調すべきところは強調する、目先を変えるところは変えるといったような、文書作成の根拠や筋道が関係者に見て取れるような文書であるようにすべきだと思います。幼児期や生涯学習も含まれる教育大綱だとしても、路線は大きく変わらないでしょうから。

御意見②(公表用・・・全文の抜粋)

教育という分野で唱われる文言は、だいたい同じ内容に集約してしまうのだと理解しています。それであれば、第2章や第3章においては、一から作成された文書ではなく、せっかくここ数年の町内小中学校で「教育目標」として取り組まれて来た文言に沿った形で文書を作成しても良いのではないかと思います。

新しいことが始められようとしているという印象よりも、これまで行われて来たことの中で、より強調すべきところは強調する、目先を変えるところは変えるといったような、文書作成の根拠や筋道が関係者に見て取れるような文書であるようにすべきだと思います。これは、幼児期や生涯学習も含まれる教育大綱だとしても、路線は大きく変わらないと思うからです。

回答②

本町の教育行政に係る黒松内町教育目標は平成元年に制定され、各小中学校には学校教育目標があります。

これら教育目標は、教育行政や学校教育においてめざすべき目標や姿として定められたもので、長年変わることなく現在に至っています。

教育大綱案では、この教育目標の基本的な考えは変えず、文章や第2章黒松内町における教育のめざす姿の取組方針の一部として表現しています。

(2) いじめ防止対策について

黒松内町いじめ防止基本方針の策定に係る基本的な考え方

【国・北海道の制度】

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、その生命又は身体の重大な危険を生じさせるおそれがあること、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、国は平成25年6月28日に「いじめ防止対策推進法」を制定（3ヶ月後から施行）しました。

北海道では、平成26年4月1日に「北海道いじめの防止等に関する条例」を施行しました（パンフレット別添）。なお、後志には「後志地域いじめ問題等対策連絡協議会」が設置されています。

【後志管内の制定等状況（平成27年8月現在）】

- 条例制定済み 12町村
- 要綱・方針策定済み 2町村（蘭越町、ニセコ町）
- 当面条例等を制定しない 2町村（寿都町、泊村）
- 未定 3町村（黒松内町、島牧村、真狩村）

【本町におけるいじめ調査】

①現状におけるいじめの把握

北海道教育局が実施し、児童生徒が回答する「いじめの把握のためのアンケート調査」を6月と11月に、各学校で実施しています。

設問「あなたは、ことし4月から今日まで、いじめられたことがありますか」

「ある」と回答（無記名式）した児童生徒数

学校名	平成26年度		平成27年度	
	6月分	11月分	6月分	11月分
黒松内小学校	52 / 134	38 / 133	26 / 140	
白井川小学校	0 / 10	0 / 10	0 / 9	
黒松内中学校	6 / 73	3 / 74	6 / 69	
白井川中学校	0 / 4	0 / 4	0 / 2	
計	58 / 221	41 / 221	32 / 220	

※上記で「ある」と回答したものは、全て指導及び対応済み

【策定に係る基本的な考え方】

①策定するもの 条例ではなく、「黒松内町いじめ防止基本方針（案）」とします。

※別添 蘭越町いじめ防止基本方針（平成27年8月）

②基本的な考え方（定義等）

○目的

いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの早期解消その他のいじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、町や学校等の責務及び役割を明らかにします。いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を策定するとともに、基本となる事項を定めることにより、総合的かつ効果的に推進します。

○基本理念

児童生徒は、いかなる理由があってもいじめを行ってははいけません。

いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することを最重要とします。

学校、家庭、教育委員会、地域社会その他の関係者の相互の連携協力の下、社会全体でいじめの問題を克服することを目指し行います。

○定義：いじめ 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

児童生徒 小学生及び中学生をいう。

学校 本町にある小学校及び中学校をいう。

保護者 親権を行う者、未成年後見人及びその他子どもを現に監護する者をいう。

地域社会 町内に居住する者又は町内に勤務する者、町内の自治組織及び団体、町内で事業を営んでいる個人及び法人をいう。

関係機関等 福祉施設、児童相談所、警察署、法務局等子どものいじめの問題に関わる機関・団体をいう。

○対策の取組

保護者、地域社会、学校、町（教育委員会含む）のそれぞれの取組、責務を定めます。

○関係組織の設置

必要があると認めるときは、学校、教育委員会、児童相談所、警察その他の関係者により構成される「黒松内町いじめ問題対策連絡協議会（仮称）」を設置します。

○いじめ防止委員会の設置

通報又は相談を受けたいじめに関する対策を実効的に行うため、必要があると

認めるときは、有識者による専門的な調査、審議、調整等を行うための「黒松内町いじめ防止委員会（仮称）」を、教育委員会の附属機関として設置します。

○重大事態

①いじめにより児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

②いじめにより児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

○町長の関わり

学校は、重大事態であると判断した場合は、教育委員会に報告します。

教育委員会は、これを町長に報告します。

教育委員会は経緯等を踏まえて、学校又は教育委員会が主体となり調査をし、町長に報告します。

また、町長は調査結果の報告を受け必要があると認めるときは、再調査のための付属機関を設置し、再調査結果を議会に報告します。

○各学校では、「学校いじめ防止基本方針」を作成し、複数の教職員等による防止等の措置を実効的に行うための組織づくりをします。（町内学校で実施済み）

【その他】

①類似の組織

要保護児童（児童虐待等）の適切な保護を図るため、「黒松内町要保護児童対策地域協議会」が設置されています。

民生委員・児童委員、保育園、学校、黒松内つくし園、警察、消防、医療機関、児童相談所等で組織されています。

今後の見直しにより、児童福祉法で定める対象者を要支援児童と特定妊婦に拡大します。

平成27年度の事務担当の移動により、事務局は保健福祉課から教育委員会に移行しています。

3 その他

(今後の予定)

- ① 7月17日 第1回総合教育会議（設置要綱、教育大綱策定方針、教育課題）
- ② 9月25日 第2回総合教育会議（教育大綱案策定、教育課題）
※9月30日 平成27年第3回臨時会
町長行政報告 総合教育会議設置及び教育大綱案策定
- ③ 10月 8日 教育大綱案町民意見収集手続の実施 ～11月7日
- ④ 11月27日 第3回総合教育会議（教育大綱案決定、いじめ防止対策、教育課題）
- ⑤ 12月中旬 町長による教育大綱策定及び公表
※12月 平成27年第4回定例会
各課説明会で大綱案を説明した後に、策定する
- ⑥ 12月下旬 第4回総合教育会議（いじめ防止対策方針案策定、予算関係、教育課題）
※いじめ防止対策方針は、1月に校長会説明、2月又は3月に議会各課説明会を経て、正式策定する。
施行は、平成28年4月1日とする。

黒松内町教育大綱

(案)

平成 27 年 11 月
黒松内町

第 1 章 教育大綱の策定について

◆大綱の性格と位置付け

大綱は、平成 27 年 4 月 1 日改正施行の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律（地方教育行政法）」第 1 条の 3 に規定され、町長が作成することが義務付けられたものであり、教育の目標や施策の根本的な方針であり、詳細な施策を策定するものではありません。

また、この大綱は、教育に関する基本的な計画として策定するもので、本町の場合は、「教育基本法」第 17 条第 2 項に基づく黒松内町の「教育振興基本計画」としても位置付けるものです。

本町の教育に関する総合的な施策について、その目標（めざす姿）や施策の根本となる方針を定めるものです。

◆大綱の構成と対象期間

○構成

第 1 章 教育大綱の策定について

第 2 章 黒松内町における教育のめざす姿

第 3 章 基本方針

○対象期間

国の第 2 期教育振興基本計画（計画期間 平成 25 年度～平成 29 年度）や北海道教育推進計画（改訂版 平成 26 年度～平成 29 年度）、第 3 次黒松内町総合計画（実施計画後期 平成 27 年度～平成 31 年度）を考慮し、平成 27 年度を始期、平成 31 年度を終期とする 5 年間とします。

第2章 黒松内町における教育のめざす姿

1. 本町の現状と課題

- 人口減少、少子高齢化や高度情報化というかつてない状況の中、たくましい開拓の心と緑に囲まれた美しい自然を受け継いで、ふるさと黒松内を愛し、世界に向かって羽ばたく人づくりを進めております。未来を拓くこの人材育成をするためには、将来を担う子供たちに対する学校教育や家庭教育の充実はもとより、社会教育活動、文化・スポーツ活動等の生涯学習の振興など、教育の果たすべき役割はこれまで以上に重要となります。

- そうした中、家庭や地域における教育力の低下の問題や、子育て環境の充実が望まれています。また、個人が明確な目的意識を持ち、何かに意欲的に取り組むことが以前より難しくなりつつあり、子供たちの学ぶ意欲や学力・体力の低下、問題行動など多くの面で課題への対応が求められています。

- まちづくりの基本は「人づくり」であり、「人材」と「知恵」は、黒松内町を支える力の源となります。

次代を担う子供たち一人ひとりが「生きる力」を育み、夢や希望を叶えることができるよう充実した教育環境の整備を図るとともに、本町に住む人々が心豊かに健やかに生きがいを実感できるよう、幼児から高齢者までそれぞれの世代に応じた生涯学習や活動・活躍する機会の創出が求められています。

2. 本町の教育のめざす姿

教育を取り巻く様々な状況変化を踏まえつつ、課題に立ち向かい、乗り越えるための知恵と実行力をいかに生み出していくか、今、まさに問われています。

教育は、人格の完成を目指し、個性を尊重しつつ個人の能力を伸長し、自立した人間を育て、幸福な生涯を実現する上で不可欠なものであると同時に、国や社会の形成者を育成するという使命を担っています。教育の使命は、今後いかに時代が変わろうとも普遍的なものです。本町の教育が、学校・家庭・地域がそれぞれの持つ教育力の向上を図るとともに、相互に連携しつつ、社会全体で問題解決に取り組むことが不可欠であり、教育に関わる全ての関係者が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、次のとおり、本町教育の一層の充実に向けて取り組みます。

- ◆社会で自立して生き生きと活躍できる力や、互いに励まし合って、思いやり豊かな心と絆づくりを育みます。
- ◆望ましい生活習慣や健やかで元気な体をつくり、生命や平和を尊ぶ心を育みます。
- ◆夢や志に挑戦し、学び続ける心を育みます。
- ◆自らの人生に前向きで、厳しさに負けず、努力し続ける強い心を育みます。

第3章 基本方針

1. 学校と地域、保護者、関係団体が一体となりまち全体で子供たちを守り育てます。

- ・ 学校の内外を問わず、すべての子供たちが安心して元気に、そして、いじめがない生活を送れるよう、学校・家庭・地域・行政その他全ての関係者が、相互に連携協力し、子供たちの自己肯定感や自己有用感を育成していきます。
- ・ 子育てしやすく、かつ働きやすい地域づくりに向け、子供たちを育てる環境を整備し、子育て支援の取組を進めます。
- ・ 望ましい生活習慣の定着など、家庭の教育力の向上に向けて、保護者や住民が家庭教育を学ぶ環境づくりを進めます。
- ・ 時代の変化に対応し、本町の地域実情に合わせた教育活動を行うため、学校環境の整備・充実等を進めます。

2. 幼児から学齢児まで切れ目のない一貫した教育を展開し、未来を担う子供たちを育てます。

- ・ 子供の発達段階に応じて、能力・個性等を最大限に伸ばすため、小・中学校が連携し義務教育9年間で児童生徒を育てる学校教育を進めます。
- ・ 障がいのある幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導や支援を受けられる体制をつくり、心豊かに、たくましく育つよう細かな教育を進めます。
- ・ ふるさとの良さを自覚し、世界に目を向け、国際的コミュニケーション能力の向上に関して取組を進めます。
- ・ 基礎的な知識・技能や仕事をすることの意義、望ましい勤

労働観・職業観の育成し、社会参画に必要な力を育てる取組を進めます。

3. 豊かな自然を保全し、心豊かに、ともに支え合う人を育てます。

- ・ 地域が有する教育資源を生かした自然体験活動、福祉体験活動、社会(職業)体験活動、文化芸術活動、ボランティア活動等を充実します。
- ・ 暮らし続けたいと思えるふるさとづくりに向けて、様々な学習ニーズに応え、学習の成果を人づくりや地域づくりに生かすための学習機会を提供するなど、生涯学習社会に向けた社会教育の充実やボランティアなどで活動・活躍する場づくりに取り組みます。
- ・ 本町の豊かな自然環境の保全や自然の驚異に対する意識を高め、地域の特色を十分に生かした環境教育等の充実に努めます。

4. 文化、スポーツの環境を整え、機動的な組織づくりを進め、ふるさとと平和を愛する人材を育成します。

- ・ 子供から高齢者まで全ての町民が、生涯を通じて文化やスポーツに親しむことのできる環境づくりを促進します。
- ・ 自主的・自発的な文化活動、個性的な地域文化の創造を促すため、各文化団体連絡協議会などが主催する文化祭や各種文化事業などの活動を継続支援するとともに、指導者の養成、リーダーの発掘、新たな文化の創造に努めます。
- ・ 郷土の近代生活史や文化、失われつつある生活民具など貴重な資料に目を向け、再評価や伝承につながる学習機会を図ります。

図るなど、さらに、地域文化の保存・活用し、ふるさとを愛し、
国際社会に生きる民主的・平和的な暮らしを築く人材の育成に努
めます。